

平成25年(ワ)第252号、平成26年(ワ)第101号、

平成27年(ワ)第34号 損害賠償請求事件

原 告 第2陣・相双地区住民ら

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(438)

田村市都路町の状況等

令和5年5月24日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中



被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

金 山 伸 宏



同

中 嶋 乃 扶 子



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



被 告 訟 復 代 理 人
弁 護 士

岡 野 真 之



同

三 森 健 司



同

堀 尾 拓 未



同

金 川 素 大



外

目次

第1 本件事故前の田村市都路町の状況.....	3
1 地理的概況等.....	3
2 本件事故前の人団推移・構成等（過疎化及び高齢化の進行）	3
3 本件事故前の産業構造等.....	5
4 財政状況.....	8
第2 田村市都路町における地震・津波による甚大な被害について.....	8
第3 避難指示解除後、現在に至るまでの田村市都路町の状況.....	9
1 政府による避難指示の状況.....	9
2 除染作業の進捗状況・空間放射線量の状況.....	11
3 帰還状況等.....	14
4 現在の田村市都路町の状況.....	14
(1) 生活インフラ等.....	14
(2) 営農の状況.....	16
(3) 産業（畜産業）	17
(4) 商業・交流施設.....	18
(5) 教育・医療・福祉.....	19
(6) 町内の市民活動・交流の状況等.....	21
第4 結語	26

第1 本件事故前の田村市都路町の状況

1 地理的概況等

田村市都路町は、かつては都路村だったが、平成17年に隣接町村と合併し田村市都路町となった。その大部分が本件原発から半径20キロメートルから30キロメートルの位置にある自治体である。田村市の周囲は、二本松市、葛尾村、浪江町、大熊町、川内村、いわき市、小野町、郡山市、三春町に囲まれている（下記【図1】参照¹⁾）。



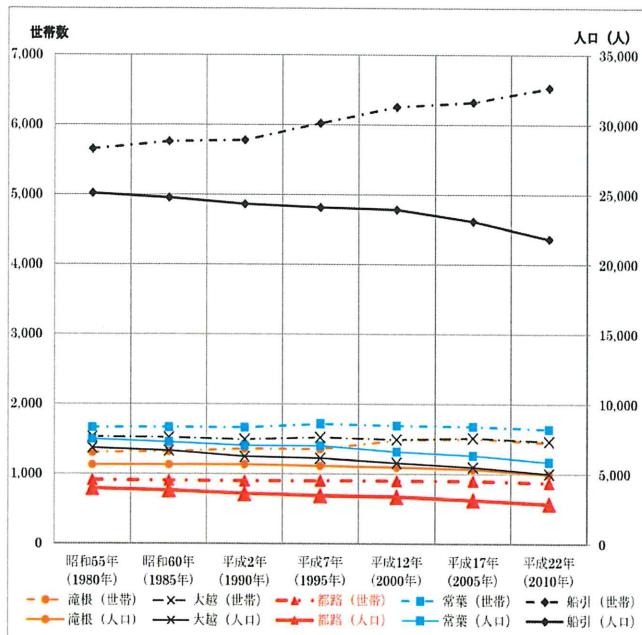
【図1】福島県内の地理的概況

2 本件事故前の人口推移・構成等（過疎化及び高齢化の進行）

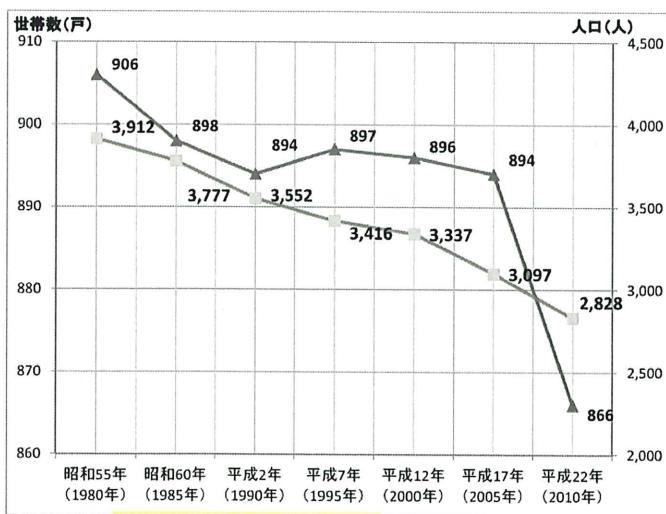
田村市都路町の人口は本件事故以前から減少傾向にあった。すなわち、国勢調査によると、平成17年から平成22年までの5年間で人口は3097人から282

¹ 出典：福島県HP (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010d/koho-chizu.html>)

8人へと約1割弱減少している(乙B1009・7~8頁、下記図2、図3参照)。



【図2 地域別の人口・世帯数の推移 (総務省統計局 国勢調査)】

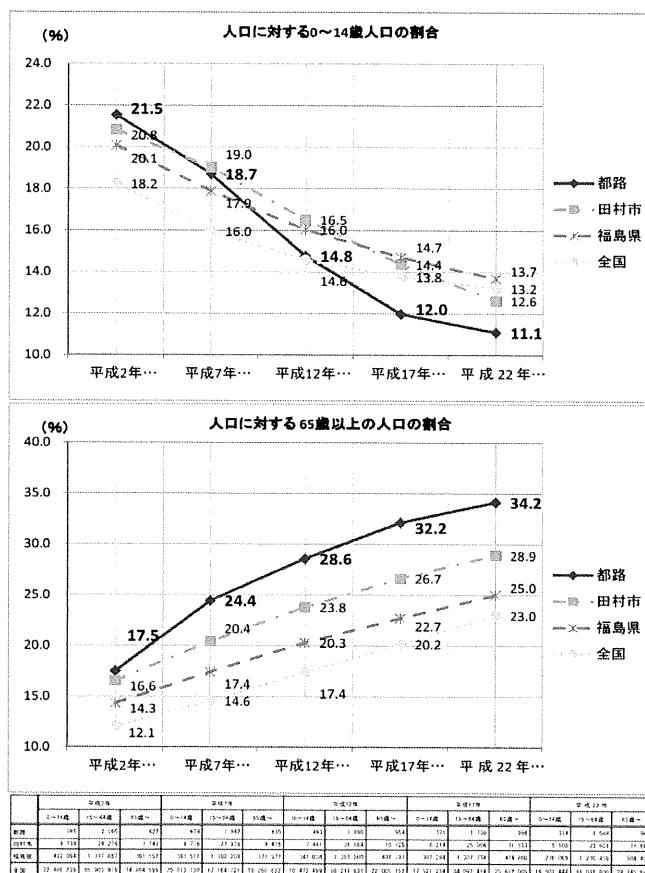


【図3 都路町の人口・世帯数の推移 (総務省統計局 国勢調査)】

田村市での総人口の推移を見ても、2000年に4万5052人であったのが、本件事故の前年の2010年には4万0422人へと減少しており、減少率は10.3%に及んでいる(乙B350・2頁)。

さらに、都路町内人口全体に対する15歳未満人口の割合は、平成2年には21.5%、平成7年には18.7%、平成12年には14.8%、平成17年には12.0%、平成22年には11.1%と下降の一途を辿り、反面、65歳以上人口の割合は17.5%、24.4%、28.6%、32.2%、34.2%と上昇を続けている（乙B1009・9頁、下記図4参照）。

以上のとおり、田村市都路町においては、本件事故以前から、人口減少と少子高齢化が同時に顕在化していた。



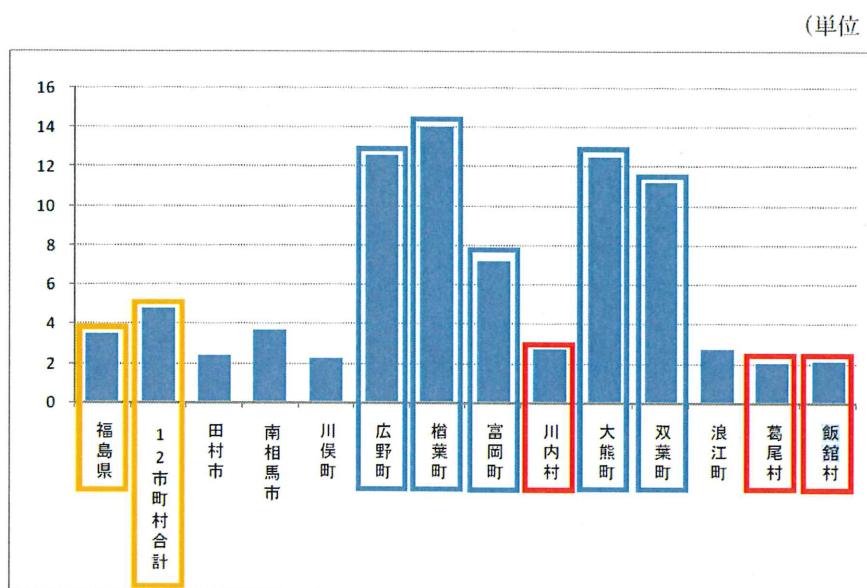
【図4】地域別の年齢三区分の推移（総務省統計局 国勢調査）

3 本件事故前の産業構造等

田村市では、平成22年時点で第一次産業に従事する者が全体の16.5%（内農業15.7%）、第二次産業に従事する者が37.4%、第三次産業に従事する

者が 4.6.1 %を占めていたが、域内総生産で見ると、第一次産業が全体の 4.7 % (内農業 4.3 %)、第二次産業が 3.3.8 %となつており、これに対して第三次産業が 6.1.0 %を占めていた。

また、町民一人当たりの総生産及び町民所得は、いずれも福島県全体の平均を下回り、かつ、12市町村の中でも低い部類に入るという状況にあつた (下記【図 5】、【図 6】参照)。(以上、乙B350・6~9頁)

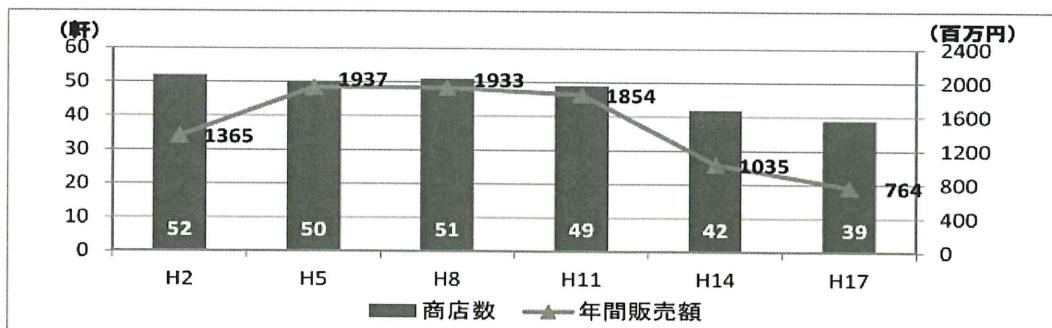


【図 5】一人当たり総生産

	一人当たり 町村民所得(千円)	県を 100 とした 所得水準
福島県	2,501	100.0
12 市町村合計	2,617	104.6
田村市	1,919	76.8
南相馬市	2,447	97.8
川俣町	1,879	75.2
広野町	4,230	169.1
楢葉町	4,229	169.1
富岡町	3,574	142.9
川内村	1,874	74.9
大熊町	4,406	176.2
双葉町	4,062	162.4
浪江町	2,427	97.1
葛尾村	1,588	63.5
飯舘村	1,568	62.7

【図 6】一人当たり市町村民所得

都路町内では店舗が比較的集中している古道中心部でも、震災以前から営業状態が厳しい店舗は多く、商店数、販売額ともに減少傾向にあった。すなわち、平成 11 年から平成 17 年の 6 年間で、商店数 49 軒・年間販売額 18 億 5400 万円から商店数 39 軒・年間販売額 7 億 6400 万円と、特に販売額に関しては半分以下に落ち込んでいた（乙 B 1009・29 頁、下記図 7 参照）。



【図 7】都路町商業動態（「商業統計調査結果報告書」福島県統計調査グループ）】

このような本件事故前における田村市都路町の産業構造等の背景として、上記の少子高齢化などに伴い、一人当たりの町民所得が福島県内でも低いなど、町内の経済活動が活発に行われている地域ではない状況であった。

4 財政状況

田村市における平成21年度の財政状況は、経常収支比率が87.9%となっており、財政構造の「弾力性を失いつつある」水準とされる80%を大きく上回っていた。

また、財政力指数は0.35となっており、財政に余裕があるとされる1を大きく下回り、本件事故前から市町村としての財政状態は相当に厳しい状況にあった（以上、乙B350・11～12頁）。

第2 田村市都路町における地震・津波による甚大な被害について

田村市都路町においては、東日本大震災により震度6弱の地震に見舞われ、多くの家屋が倒壊や損壊し、インフラもダメージを受けた。

すなわち、市道が353箇所、農林業施設（農林道、ため池、用排水路）が323箇所、上水道121箇所、下水道77箇所、農業集落排水11箇所、庁舎等（本庁、行政局、出張所）12施設、学校教育施設（幼稚園、小学校、中学校）64施設、社会教育・体育施設39施設、都市公園8施設、観光施設4施設（あぶくま洞、グリーンパーク都路、星の村天文台、ムシムシランド）、老人福祉施設13施設、社会福祉施設（総合福祉センター）1施設、児童福祉施設（保育所・こども園、児童館）8施設、市営住宅29団地（62箇所）、個人住宅等3395戸（全壊15戸、大規模半壊10戸、半壊156戸、一部損壊3214戸）などの構造物被害やインフラのダメージを受けるに至った（乙B269・42頁、47頁）。

第3 避難指示解除後、現在に至るまでの田村市都路町の状況

1 政府による避難指示の状況

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更し、これにより、田村市都路町古道が、政府による避難指示区域とされた（乙B14）。

政府は、平成23年3月15日、屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に変更した。これにより、田村市においては、都路町古道が避難指示区域、都路町岩井沢、常葉町堀田、常葉町早稻川、常葉町小桧山、滝根町神俣及び船引町横道が屋内退避指示区域とされた。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、本件原発から半径20キロメートル圏内に含まれない田村市の一部を緊急時避難準備区域に設定した。これにより、田村市においては、都路町古道が警戒区域とされ、都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部のうち警戒区域を除く区域が緊急時避難準備区域とされた（乙B18）。

緊急時避難準備区域の指定は、平成23年9月30日をもって解除されている（乙B19）。

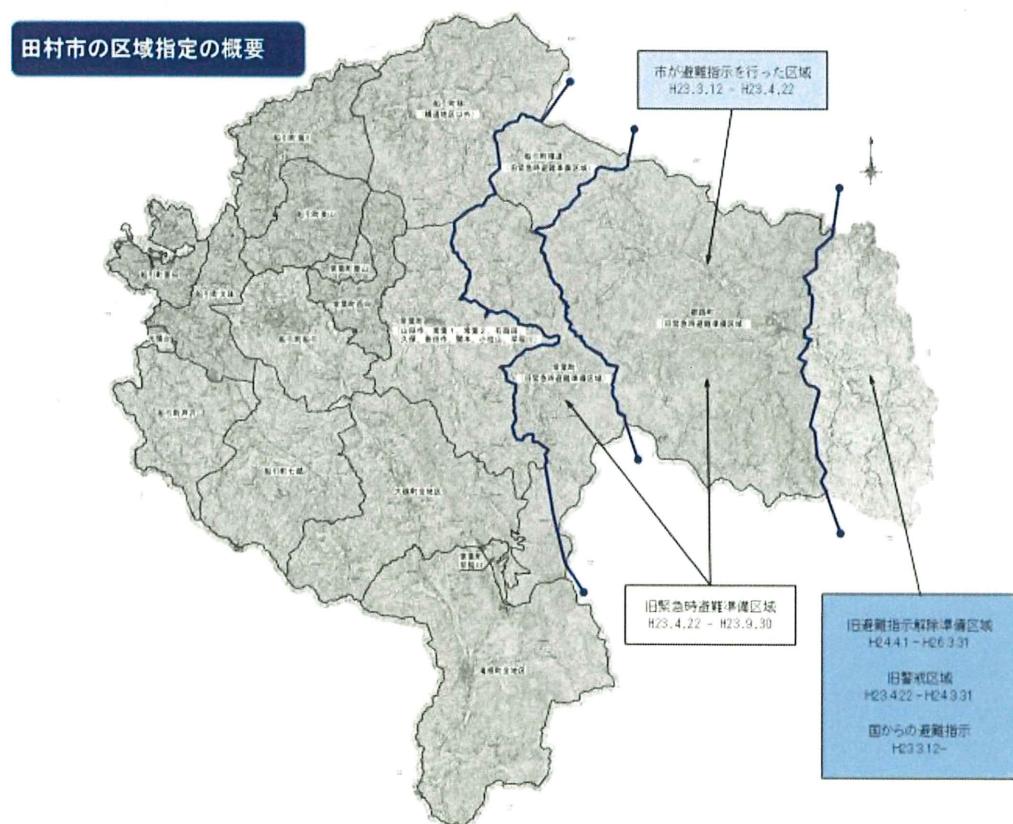
その後、田村市においては、平成24年4月1日、本件原発から半径20キロメートル圏内の避難指示区域が避難指示解除準備区域とされた（乙B1065）。

政府は、平成26年3月10日、田村市の避難指示解除準備区域について避難指示を解除する決定をし、同年4月1日、避難指示が解除された（乙B1066）。これにより、田村市は政府の避難指示の対象から外れることになった。

なお、田村市のうち避難指示等対象区域を除いた区域については、審査会の策定した中間指針追補において、自主的避難等対象地域とされた（乙B6）。

以下、図8は、田村市の区域指定の概要を示したものであり、都路町の東部の区域が「旧避難指示解除準備区域」にあたる。また、都路町並びに図8において「船引町横道（旧緊急時避難準備区域）」及び「常葉町（旧緊急時避難準備区域）」と記載された区域が「旧緊急時避難準備区域」にあたり、さらにその西部の区域が「自主的避難等対象区域」にあたる。

【図8² 田村市の区域指定の概要】



²復興庁ホームページ（乙B1010） https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/syoraizo_2_siryo2_1_tamurashi.pdf

2 除染作業の進捗状況・空間放射線量の状況

(1) 除染作業の進捗状況

田村市除染実施計画に基づく除染が実施されている。

また、流通段階の食品検査、自家消費作物の検査等が、平成23年7月から実施されている（乙B1011）。

その後、都路町の生活圏域の除染については平成25年11月末に完了し、農地等については平成26年度末に、道路については平成26年12月に終了した。

また、旧避難指示解除準備区域を除く田村市内全域にて、平成27年10月に生活圏域の除染を終了している（乙B1012・4頁）。

さらに、田村市では、旧避難指示解除準備区域において、除染効果の維持を確認するために事後モニタリングを2度実施している。事後モニタリングにおいては、面的な除染の効果が維持されていることが確認できるだけでなく、放射性物質の自然減衰の効果もあり、宅地、農地、森林及び道路のすべての地目を通じて、計測の回を重ねるたびに空間線量率は低減していることも確認できる（乙B1013、乙B1014）。

(2) 空間放射線量

ア 田村市が公表している都路町の空間放射線量によれば、平成24年7月及び8月時点で毎時0.17～0.98マイクロシーベルトとなっており、30の測定地点のうち、10地点で毎時0.3マイクロシーベルト未満、23地点で毎時0.6マイクロシーベルト未満となっており、毎時3.8マイクロシーベルト（年間被ばく線量20ミリシーベルトに相当）はもとより、毎時1.0マイクロシーベルトをも概ね大幅に下回る実情に至っていた（乙B1015）。

そして、この数値は時間の経過とともにさらに遞減しており、平成25年12月時点では、30地点中18地点において毎時0.23マイクロシ

一ベルト（個人が受ける追加被ばく線量の長期目標とされる年間 1 ミリシーベルト³の時間換算値）を下回る状況に至っており、（乙B1016）、平成26年12月時点では、ほとんどの地点において年間 1 ミリシーベルトさえも大きく下回るに至っている（乙B1017）。

イ また、平成24年3月に策定された「田村市震災等復興ビジョン」（乙B269）によると、航空機モニタリングの結果によれば、同時点において田村市内の緊急時避難準備区域における年間累積被ばく線量は概ね年間 5 ミリシーベルト程度とされており（同5頁）、この時点において既に年間 20 ミリシーベルトの水準を大きく下回っている。

その後、平成25年11月に測定された航空機モニタリングによる空間線量から推定された都路町の年間積算線量は大部分が 4 ミリシーベルト以下とされており（乙B1018・2頁）、年間 20 ミリシーベルトを大きく下回っている。

ウ 平成23年5月から、健康診査・健康相談が実施されているほか、平成24年6月からは、全市民に対してホールボディカウンタによる内部被ばく検査が実施されている。また、中学生までの子どもに対しては、平成23年8月から、バッヂ式放射線個人積算線量計による外部被ばく測定が実施されている（乙B1011・4頁）。平成24年9月以降においても、引き続き、健康診査・健康相談が実施されているほか、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、中学生までの子どもに対するバッヂ式放射線個人積算線量計による外部被ばく測定が継続して実施されている（乙B1011・4枚目）。

³ 我が国の法令は、一般公衆に対する放射線量の限度を年間 1 ミリシーベルトとしているが、原子力規制委員会が ICRP 勧告や IAEA 国際フォローアップミッション最終報告書等を踏まえて公表した「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（線量水準に応じた防護措置の具体化のために）」（乙B1064号証）は、「長期目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になるよう目指すこと」としている（同4頁）。

エ 田村市及び福島県により実施された全市民を対象とした内部被ばく検査（平成23年7月～平成26年7月）の結果によると、受験者合計1万6726人中、検出限界値未満の人が1万6563人（99%）、セシウムが検出された人は163人（1.0%）であったが、預託実効線量（成人では50年間、子どもでは70歳までに体内から受けると思われる内部被ばく線量。公衆の被ばく線量は年間1ミリシーベルトを超えないことが目安とされている。）の最高値は0.5ミリシーベルトで、1ミリシーベルトを超えた人はいなかつた（乙B1019・52頁）。

また、田村市の全市民を対象とした内部被ばく検査（平成23年6月27日～平成30年12月31日）の結果累計によると、受験者合計4603人全員が預託実効線量（成人では50年間、子どもでは70歳までに体内から受けると思われる内部被ばく線量。公衆の被ばく線量は年間1ミリシーベルトを超えないことが目安とされている。）1ミリシーベルト未満であり、全員について健康に影響が及ぶ数値ではなかつた（乙B1020）。

オ また、中学生以下の子どもと妊婦の希望者を対象としたバッジ式積算線量計による外部被ばく検査の結果によると、3か月間の期間内積算線量は平成24年度で平均0.08ミリシーベルト、平成26年度で平均0.05ミリシーベルト（年間に換算すると0.18ミリシーベルト）であった（乙B1019・52頁）。

カ 「たむら市政だより」（平成24年8月号）では、田村市で行われた東京大学名誉教授柴田徳思氏による「放射線講演会」の内容に関する記事が掲載され、生涯被ばく量10ミリシーベルトではがんを発生させる他の影響に隠れて放射線の影響に対するはっきりとしたデータはないこと、プールや山登り、砂遊び等について特に心配する必要はない旨が記載されて、周知されている（乙B1021・4～6頁）。

キ 以上のとおり、都路町における空間放射線量は、平成24年8月の時点で、

既に年間20ミリシーベルトを大きく下回る水準にあり、かかる客観的状況を前提として、田村市より、屋外での活動について特に心配する必要がない旨も周知されていた。

そして、平成26年12月時点では、田村市都路町内のほとんどの測定地点において、年間1ミリシーベルトさえも下回るに至っている。

3 帰還状況等

田村市によると、田村市都路町の旧緊急時避難準備区域（都路町）では、平成23年3月11日時点において、世帯数は873世帯、人口は2621人であったところ、平成24年8月末時点において、居住世帯数は290世帯、居住者人口は630人となっている（乙B1022）。

その後、平成26年5月末時点においては、居住世帯数は566世帯、居住者人口は1332人となっており、平成27年8月末時点では、居住世帯数は613世帯、居住者人口は1504人、平成30年4月時点では、居住世帯数は727世帯、居住者人口は1836人となっている（乙B1023、乙B1024）。

また、平成22年の国勢調査では、田村市都路町（旧都路村）（東部の旧避難指示解除準備区域も含まれている）の世帯数は866世帯、人口は2828人であったところ、平成27年の国勢調査では、世帯数は675世帯、人口は1850人に回復している（乙B1025）。

なお、上記のとおり、都路町の人口は本件事故以前から減少傾向にあった。すなわち、国勢調査によると、平成17年から平成22年までの5年間で人口は3097人から2828人へと約1割弱減少している（乙B1009・7～8頁・図6参照）。

4 現在の田村市都路町の状況

（1）生活インフラ等

ア 電気、ガス、飲用水

電気、ガス、水道については本件地震による大きな被害はなく、本件事故後も機能している（乙B1011・2頁）。例えば、上水道施設の被災個所数は、導水管・排水管・給水管で121箇所であり、被災当日から復旧工事に着手し、平成23年8月22日ですべての復旧を完了している（乙B269・4頁）。

古道地区（都路町）については、平成23年4月から飲用水（水道水）のモニタリング調査（放射性ヨウ素・セシウム）が実施されているが、継続して非検出となっている（乙B1026、1027）。また、同年7月25日から8月11日にかけて、飲用水（井戸水又は引き水）のモニタリング調査（放射性ヨウ素・セシウム）が実施されたが、いずれの地点でも非検出となり、安心して飲用できることが公表されている（乙B1028）。

イ 公共交通

国道288号の災害復旧事業については、平成24年11月までに完了している。その他、市内の道路（国道、県道、市道、林道、農道）についても、平成25年4月までに復旧工事が完了している（乙B1011・2頁）。

そして、都路町の生活道路30路線については、平成25年12月より舗装工事が実施され、平成27年3月に完了した（乙B1012・3頁）。また、都路町を南北に走る国道399号の改良工事も行われている（乙B1011・2頁）。

また、都路町で運行されている路線バス（福島交通）は、平成23年6月に再開し、平成24年10月からは既存バス経路が川内村まで延伸された（乙B1011・2頁、乙B1023・3頁）。

さらに、平成26年4月までに、路線バス（福島交通）が船引駅前・古道車庫間及び船引駅前・川内村間の2路線で運行されている。後者は震災後に新たに設定された路線である。

平成26年4月からは、路線バスに加えて、船引町・都路町間のデマンド型

乗合タクシーが運行を開始した（乙B1011、乙B1023・3頁）。

ウ 公共施設

旧緊急時避難準備区域内の都路行政局は、平成23年9月12日から業務を再開している（乙B1012・8頁）。

都路公民館（田村市図書館分館）は、地震で半壊となり、都路行政局2階に移転再開していたが、平成25年4月には改築され再開している（乙B1029）。

エ 小括

田村市によると、道路や農業用水施設の災害復旧事業については、平成24年度でほぼ整備が完了し、電気や上水道は震災当時から大きな被害はなく、その他のインフラについても、早急に整備が必要な事業はないとしている（乙B1012・2頁）。

（2）営農の状況

福島県統計年鑑によると、震災以前より農家数、農業従事者数ともに減少傾向にあった。すなわち、平成2年から平成17年までの15年間で農家数634戸・農業従事者数3012人から、農家数441戸・農業従事者数2101人と、いずれも3割以上の減少となっている（乙B1009・29～30頁、図29）。

「早期帰還・定住環境整備工程表」が策定された平成25年3月7日時点で、既に、都路町内の農地の約3割で営農再開済みであり、出荷を前提とした田植えも平成25年5月から開始されている（乙B1011・6頁、乙B1023・3頁）。平成25年、26年産米から基準値超の米は検出されていない（乙B1023・3頁）。

田村市では、平成27年3月、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、都路町が抱える地域農業の課題解決に向けて、都路町全体の人・農地プランが策定された（乙B1030・1頁）。

また、都路町では、平成22年は約500haの土地で水稻が行われていたと

ころ、平成28年は約316haの土地で水稻が行われており、既に約63%が営農を再開している（乙B1030：1頁）。

さらに、平成28年より、都路町内の水田6haでは、福島県営農再開支援事業である「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」を活用し、WCS（稻発酵粗飼料）用の稻の管理耕作が開始している（乙B1030・1頁）。

その他にも、都路町では、平成27年より、高齢者でも栽培が可能で、かつ、早期に農業を再開することができるということで、エゴマ栽培に取り組んでいる。田村市のエゴマは、平成30年11月にはテレビで取り上げられており、その反響によって、JAたむら農産物直売所では、エゴマ油が軒並み品切れとなるほどであった（乙B1031）。

（3）産業（畜産業）

個人事業主は震災直後から継続的に畜産業を続けている者もあり、全体の8割程度が再開している。法人は平成25年度から一部再開しており、平成25年10月時点での生産規模は震災前の約7割ほど回復している（乙B1009・31頁）。

平成28年2月時点において、養牛（牛乳・肉両方）は8割弱の農家が再開している（乙B1009・31頁）。養鶏は震災前の8割程度に回復している。養豚については、再開に向け準備が進められていたが（乙B1023）、平成29年度においては、養豚も再開されるに至っている（乙B1067）。

平成28年8月時点では、都路町において繁殖経営43戸が畜産業を再開している（なお、このうち1戸は旧警戒区域内であるが、かかる畜産農家も、自己資金により畜舎（分娩房・育成房）を建設し、平成27年4月には飼養数が繁殖牛9頭及び育成牛2頭であったのが、平成28年8月時点では約25頭に増加している。）（乙B1030）。

また、株式会社ハム工房都路は、本件事故後は都路町の工場及び直売所を休

業していたが、平成25年4月、田村市船引町に工場及び直売所を開設した。船引町における工場及び直売所は、平成28年4月時点でも営業を続けており、同年のゴールデンウィークには大感謝祭を開催している（乙B1032）。

（4）商業・交流施設

復興庁福島復興再生総括本部により「早期帰還・定住環境整備工程表」が策定された平成25年3月7日時点で、既に、都路町内において、小売業14店（食料品、衣料品、燃料等）が営業を再開しており、都路町内のガソリンスタンド3店舗のうち2店舗についても再開済みであった（乙B1011・5頁）。

平成24年10月、国道288号沿いに都路町商工会により、都路復興コミュニティ支援センター「結（ゆい）」が設置され、簡単な日用品の買い物や食事を取りができるようになった（乙B1009・29頁）。

平成25年9月からは、セブン・イレブンが都路町における移動販売を開始し（乙B1023・2頁）、平成26年4月には、都路町内の7商店が都路町商業施設協議会を設立し、同協議会が主体となって、都路町地域の生活利便性と地域コミュニティ確保のために、日用品や生鮮食品等を扱う共同店舗「Domo（ど～も）」古道店⁴及び岩井沢店の2店舗がオープンしている（乙B1033）。

また、平成27年1月には、都路町古道で初の常設コンビニエンスストアとなるファミリーマート田村都路店がオープンしている（乙B1023・2頁）。

商工業については、平成27年10月末時点で、都路町全体で8割以上が事業再開済みである（乙B1023・4頁）。

平成28年3月には、都路復興コミュニティ支援センター「結（ゆい）」を継承する形で、地元特産品の都路たまごを使用したスイーツなどが販売される洋菓子店「MIYAKO JI　sweets　yui」がオープンしている。

⁴ 令和元年7月に「Domo（ど～も）」古道店は閉店しているが（乙B1010）、これは、隣接するファミリーマート田村都路店オープンの影響によるものであり（乙B1023・2頁）、住民の利便性自体は損なわれていないところである。

同店は、都路町商工会を中心とする田村市都路6次化実行委員会が企画したものであり、菓子作りには主婦を含む地元出身の女性が関わっている。さらに、同店のレシピの開発協力や「M I YAKO J I s w e e t s y u i」のネーミングとキャラクター考案には、それぞれ地元の高校生と児童が携わっており、都路町の復興の後押しと、若い世代の帰還のきっかけとなることを期待されている。「都路のたまご」を利用したプリンは完売日があるなど、多くの顧客を惹きつけている（乙B1034、乙B1035）。

平成28年10月には、「D o m o （ど～も）」古道店において都路町出身者が経営する「ふるす食堂」が開店し（乙B1036）、翌平成29年4月からは、同食堂において、本件事故前に都路町で営業していた鰻店「浪花家」にて提供していた鰻料理の提供も再開している（乙B1037）。

このように、商工業については、平成27年10月末時点では、都路町全体で8割以上が事業再開済みである（乙B1023・4頁）。そして、平成30年5月末時点では、都路町の95社中81社（約87パーセント）が事業を再開している（乙B1038）。

（5）教育・医療・福祉

ア 教育施設について

都路町内の小中学校（古道小、岩井沢小、都路中）、認定こども園（都路こども園）は、いずれも田村市船引町の施設に移転して再開したが、いずれも、平成26年4月には都路町内の元の校舎で再開した（乙B1011・5頁）。

なお、平成29年4月に、古道小学校と岩井沢小学校が統合されて都路小学校となり、旧古道小学校の校舎で授業を行っている（乙B1023・3頁）。

なお、小中学校については、震災前からスクールバスが運行されている（乙B1009・25頁）。

都路小学校の平成30年4月の新入学児童は12名、全校児童数は59名、教職員11名が勤務している（乙B1039・1頁）。

平成30年5月には都路小学校校庭にて、近隣の都路こども園との合同運動会が実施されている（乙B1040）。

また、都路小学校の児童は、「自分達の力で地域を盛り上げよう！」という思いの下、地域活性化のため、都路町産のキュウリを使った特産品を開発している（乙B1041）。

都路中学校の平成30年4月の新入生は10名、全校生徒数は51名（乙B1042）である。

また、都路中学校では、部活動が盛んに行われており、バレー、卓球及び陸上競技の種目では、本件事故後も県大会に何度も出場している（乙B1043、乙B1044）。

また、その他にも、平成27年度には、体力テスト及び職場体験の実施、田村市における中学校音楽祭、英語弁論大会及び駅伝大会への参加並びに藍爽祭（文化祭）の開催等、数多くの行事が行われている（乙B1043、乙B1044～乙B1047）。

なお、都路町内の小学校及び中学校の児童・生徒数は、震災前から少しづつ減少傾向にあった（乙B1009・25頁・図25）。

イ 医療・福祉施設について

都路診療所は、都路町の地域医療を担っている唯一の公立診療所であるところ（乙B1048）、同診療所は、平成23年7月から再開している。なお、平成25年4月からは、既存2科（内科・歯科）に整形外科を加えた3科体制に拡充された。

また、都路診療所では、他地域の民間病院からの非常勤医師の派遣により、外来診療体制が強化された（乙B1011・4頁）。

平成26年4月1日の時点では、同診療所の職員数は9名（医師1名、事務員2名、放射線技師1名、看護師4名、バス運転手1名）であり、医療施設の

規模としては大きくないしつつも、高度な医療機器も充実し、ベテランのスタッフが地域住民の健康維持に努めている（乙B1048）。

また、平成27年10月の時点では、都路診療所は月あたり約600人の診察を行っており、川内村などの市外からも月あたり約50人の受診者があり、広域的な医療機関としての役割も有している（乙B1023）。

都路町の特別養護老人ホームである「都路まどか荘」は、平成23年4月より田村市常葉町に設置経営する系列施設「ときわ荘」に避難していたが、平成24年3月24日に帰還し、再開している（以上、乙B1011・4頁、乙B1023、乙B1049）。

（6）町内の市民活動・交流の状況等

都路町では、旧都路村が隣接町村と合併する前の平成15年より、「都路の名を残す祭りを」という思いで集まった住民有志によって、「都路灯まつり」が地域の夏祭りとして実施されている（乙B1050）。「都路灯まつり」は、本件事故が発生した平成23年度には実施が見送られたが（乙B1051）、平成24年8月には実施され、約1200人が参加した（乙B1011）。

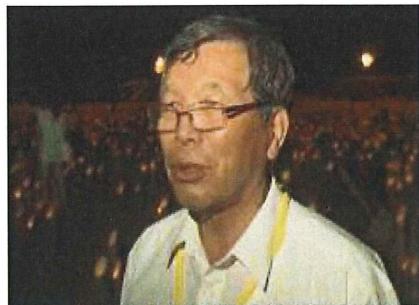
また、平成25年8月に実施された「都路灯まつり」には、約2000人が参加した（平成24年度は約1200人）（乙B1011・6頁）。なお、「都路灯まつり」は、平成24年度及び平成25年度には田村市都路運動場に会場を移して実施されたが、平成26年度以降は本件事故前の開催地である田村市グリーンパーク都路に会場を戻して実施され、平成28年度は約6000人が参加し、毎年大盛況となっている（乙B1052、1053）。



都路運動場で開催された打まつりの様子。晴天にも恵まれ、昨年よりも多い約2000人の来場者を迎えた。



夕方には、来場した住民やボランティアが、竹灯に火を灯し、天の川を演出した。



復興を願って今年の祭りを運営した、実行委員長・坪井都一さん。



借上げ住宅で生活を送る遠藤洋子さん。長期宿泊では家族とともにバーベキューをしたい、と話した。

【環境再生プラザ：福島県・環境省ウェブサイト（乙B1050）より】

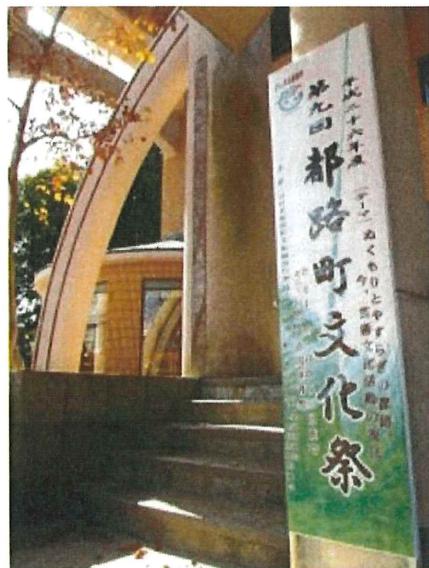
また、平成26年11月には、都路町の大龜神社において、4年ぶりに例大祭が催され、子どもみこしや獅子渡御が行われた（乙B1054，1055）。



獅子舞を披露する若連会のメンバー

【平成26年11月4日付福島民報記事（乙B1054）より】

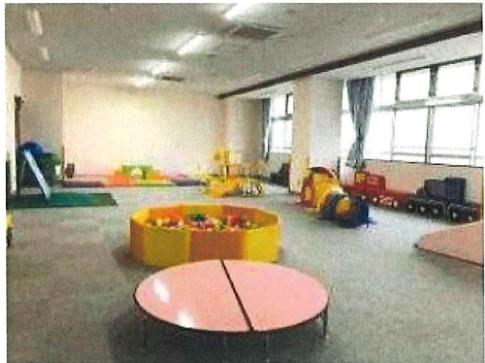
同じく平成26年11月には、都路町古道体育馆において、都路町文化祭が開催され、手芸等の作品展示や都路町の農作物の品評会が行われた(乙B1056)。



【「都路町文化祭」に関する記事（乙1056）より】

グリーンパーク都路は、営業を休止していたが、平成26年4月に事業を一部再開した(乙B1023)。

平成26年3月には、幼児・親子を対象とした屋内遊び場として、都路行政局3階に「にこにこスペース古道」が、岩井沢体育馆に「にこにこスペース岩井沢」がオープンした(乙B1057)。これら2つの屋内遊び場は、現在、「にこにこスペース都路」として運営されている(乙B1058)。



【にこにこスペース都路案内（乙B1058）より】

また、平成26年4月には、都路町に帰還した住民が古民家を改装し、憩いの場として「よりあい処 華」をオープンした。同店は、当初、手芸教室としてオープンしたが、後に食事も提供するようになり、平成29年6月時点では、都路町の古民家レストランとして定着している（乙B1059）。また、田村市には江戸時代後期から「つるし雛」という風習があり、2月から3月にかけては田村市つるし雛めぐりが開催されているところ、都路町における展示会場は毎年「よりあい処 華」であり、手芸教室を通じて結成された「みやびなの会」が主催者となってつるし雛展を実施している（乙B1060）。



【「都路町のほっとスペース！「よりあい処 華」に来てみませんか。」と題する記事（乙B1059）より】



【田村市つるし雛めぐり】のチラシ（乙B1060）より】

「田村市市勢要覧2014」(乙B1061)及び「田村市市勢要覧2018」(乙B1062・19頁等)においても、震災からの復旧・復興が着実に進められており、各方面での市民による社会的活動が進められている様子が掲載されている。

また、平成25年7月には、「田村市復興応援隊」が設置され、都路町を含む田村市内において被災者の見守り及びケア並びに地域おこし活動の支援など、復興に伴う地域協力活動を積極的に行ってている。「田村市復興応援隊」は、田村市が総務省の復興支援員制度を活用して設置されたものであるが、田村市は、その事業をNPO法人に委託しており、同事業は行政主体ではない住民本位の地域づくりを目指して活動している(乙B1063)。

第4 結語

以上のとおり、田村市都路町においては、本件地震による甚大な被害もあった中で、本件事故後、除染が進み、平成23年9月30日には避難指示が早期に解除されるに至っている。

そして、田村市都路町では、平成23年9月30日の避難指示解除以降、復興が着実に進んでおり、既に帰還して生活を再建している住民も多く存在する。

他方で、第1でも述べたように、田村市都路町では本件事故の有無にかかわらず人口減少や高齢化、商業等の衰退等が予想され、もともと財政的な裕度も低く、地域の経済状況も伸び悩んでいた実情にあることにも注目するべきである。

原告らの本訴請求については、このような田村市都路町の実情、現状を踏まえて判断されるべきである。

以上